

衆議院 第百八十九回国会 經濟産業委員会 議 録 第三十号

平成二十七年八月二十八日(金曜日) 午前九時開議

出席委員

委員長 江田 康幸君
理事 鈴木 淳司君 田中 良生君
理事 三原 朝彦君 理事 八木 哲也君
理事 中根 康浩君 理事 鈴木 義弘君
理事 富田 茂之君
穴見 陽一君 井上 貴博君
石川 昭政君 大見 正君
岡下 昌平君 梶山 弘志君
勝俣 孝明君 神山 佐市君
黄川田仁志君 佐々木 紀君
塩谷 立君 瀬戸 隆一君
関 芳弘君 武井 俊輔君
武村 展英君 富樫 博之君
中村 裕之君 野中 厚君
福田 達夫君 細田 健一君
宮崎 政久君 若宮 健嗣君
阿部 知子君 神山 洋介君
近藤 洋介君 篠原 孝君
田嶋 要君 馬淵 澄夫君
渡辺 周君 足立 康史君
落合 貴之君 木下 智彦君
國重 徹君 藤野 保史君
真島 省三君 野間 健君

經濟産業大臣 宮沢 洋一君
經濟産業副大臣 高木 陽介君
内閣府副大臣 小里 泰弘君
經濟産業大臣政務官 関 芳弘君
政府特別補佐人 田中 俊一君
(原子力規制委員会委員長)
政府参考人 中西 宏典君
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 山本 哲也君
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 熊登御堂武敬君
(消防庁審議官)

政府参考人 川嶋 真君
(国税庁課税部長)

政府参考人 土屋 喜久君
(厚生労働省労働基準局安全衛生部長)

政府参考人 寺澤 達也君
(経済産業省貿易経済協力局長)

政府参考人 日下部 聡君
(資源エネルギー庁長官)

政府参考人 田中 繁広君
(資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監)

政府参考人 多田 明弘君
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

政府参考人 豊永 厚志君
(中小企業庁長官)

政府参考人 荻野 徹君
(原子力規制庁次長)

政府参考人 青木 昌浩君
(原子力規制庁長官官房審議官)

政府参考人 櫻田 道夫君
(原子力規制庁原子力規制部長)

政府参考人 塚原 太郎君
(防衛省大臣官房衛生監)

政府参考人 乾 敏一君
(経済産業委員会専門員)

委員の異動

八月二十八日

辞任

白石 徹君

神山 洋介君

近藤 洋介君

木下 智彦君

補欠選任

瀬戸 隆一君

阿部 知子君

馬淵 澄夫君

足立 康史君

同日 補欠選任 武井 俊輔君

同日 補欠選任 神山 洋介君

同日 補欠選任 近藤 洋介君

同日 補欠選任 木下 智彦君

同日 補欠選任 中村 裕之君

同日 補欠選任 中村 裕之君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

同日 補欠選任 白石 徹君

水素エネルギーの普及等に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一 高島なおき(第二三七号))

地域の中小企業の実業環境の改善と振興策に関する陳情書(盛岡市内丸一二の二 金沢陽介(第二三八号))

平成二十八年度中堅・中小・小規模企業対策に関する陳情書(大阪市中央区本町橋二の八 佐藤茂雄(第二三九号))

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○江田委員長 これより会議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占

原発事故は、実際問題として。したがって、再稼働をさせるのであれば国が全責任を負うというその姿勢を見せることが大事であって、それは安全の問題じゃなくて安心の問題なんです。

私たちは法案を出させていたでいてあります、七月三十一日に。その法案の中で、やはり住民避難計画、避難訓練も含めて、お墨つきを国がしっかりと与えるということが大事だと。形式かもしれないが、最後の責任は国にあるぞという中身、そして、鹿児島県は福島の実験はしていません。しかし、国は福島と一体になってさまざまな御苦労をしてきたわけだから、知見はやはり国にあるはずなんです。

そういうことを含めると、オンサイトは原子力規制委員会、しかし、オフサイトの住民避難計画までしっかりと国が責任を持つということを法律で形に示していくということが私は大事だということに考えておりますが、その点はそのようにレベルを上げていくというお考えはございませんか。いかがですか。

○小里副大臣 御指摘のとおり、避難計画、防災計画につきましては、自治体だけでなく、国の関係機関が大きく役割を担って責任を果たしていくべきであると思います。関係自治体が国に対して求めておりますのは、上から目線ではなくて、第三者的なチェックや審査でもなくて、国が積極的にかかわって一体となって取り組むということを求めています。

このため、政府としては、原発立地地域ごとに地域原子力防災協議会を設置して、国と関係自治体が一体となって防災計画の充実強化を行ってきているところでございます。その上で、その内容については、全閣僚がメンバーであるところの国の原子力防災会議、これは規制委員長が副議長でもありますけれども、ここで了承する、いわばお墨つきがそこにあると認識をするところでございます。

こうした取り組みにつきましては、災害対策基本法に基づき法定計画でありますところの防災基

本計画に位置づけられておりまして、地域の緊急時対応に対する国の責任は明確になっていると考えるところであります。

○田嶋要委員 上から目線を求めているわけではございませんで、やはり原発は国策であるし、いろいろな意見がある中で、そして、完全に不安が解消されていない中で原発再稼働ということになったわけでありまして。しかし、そういうことであればなおのこと、先ほどの国民へのリスクコミュニケーションという観点からすると、最後の責任を国がとるんだという形をやはり示すことが私は大事だということに思っておりますので、その点を最後に申し上げまして、質問とさせていただきます。

○江田委員長 次は、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

八月十一日に川内原発一号機が再稼働されました。この再稼働の後の世論調査でも、反対が多数という状況は変わっておりません。共同通信では五五・三％が反対、読売新聞の世論調査でも五八％が反対。まさに多くの国民の意思に反して再稼働が強行されたということについて、まず強く抗議をしたいと思っております。

そしてまた、地元の日南日本新聞は、再稼働の翌日の社説でこう指摘しております。「最終的な責任の所在をあいまいにしたまま、反対の声を押し切って再稼働へ突き進む日本の姿勢は、福島以前と何ら変わっていないように見える。こういう指摘であります。そのとおりだと思っております。福島以前に逆戻りする、それにつながる再稼働ということ、私たちはこの運転停止を強く求めたいと思っております。

その上、この川内にとどまらず、今の安倍政権の動きを見ておきますと、再稼働を促すようなさまざまな動きがある。とりわけ、今、来年度予算を検討されている時期でもありますけれども、この中にある交付金や事業費補助金などについても、そこがちよっと透けて見えるような感じもい

たしておりますので、きょうはこの点をお聞きしたいと思っております。

二十六日の報道で、経済産業省が来年度概算要求として、新たにエネルギー構造転換理解促進事業として四十五億円の事業費を要求していると報じられました。

大臣にお聞きしたいんですが、こうした制度を検討されているのか、それが事実なのかということと、事実とすればどういう趣旨から御検討になつておられるのか、お聞かせ願えればと思います。

○宮沢国務大臣 まず最初に、委員から、福島以前と同じではないか、こういうお話があったわけでありまして、かなり状況は変わってきていると私は思っております。

福島以前であれば、原子力発電の電力というのは、ある意味では理想の電力だったわけですね。経済性にもいいし、また一方で、国内で、ある意味では準国産エネルギーといった意味で自給率も高くなるし、そして環境にも優しいということだったわけですね。そして、残念ながら福島事故が起これば、やはり安全性といったものをしっかりとチェックしなければいけない。こういうことで独立した規制委員会を設けて、ある意味では世界最高水準の新規制基準をつくりまして、そして、審査をしていただいで、適合していると認められたものについては再稼働を進める、こういうことではございませんで、福島の前と同じというわけにはいかないと思っております。

そして、今、原子力発電所をめぐる動きというのは、例えば川内原発を初めとして再稼働の動きがある、一方で幾つかの廃炉が基本的に決まってきたというふうなことで、いろいろな状況が出てきておまして、それぞれの各立地地域に即したきめ細かな取り組みというのが必要と考えております。

今、報道の件がございましたけれども、二十八年度の概算要求、これはまだ要求をしたわけではなくて、月末にすることになりますけれども、廃

炉になる原発が存在する立地市町村等が取り組むエネルギー構造の転換を図るための事業を支援するため、エネルギー構造転換理解促進事業、四十五億円を要求するという方針で臨んでおります。

具体的には、地域のエネルギーインフラを活用し、水素発電、高効率LNG火力などの導入のための実現可能性調査や、廃炉に関する正しい知識などを地域住民に説明するための講習会、説明会の開催など、ハード、ソフト両面からの支援を想定しております。

○藤野委員 福島以前に戻る、何もそのまま戻ると言っているわけではなくて、あれだけの事故があったにもかかわらず再稼働するということが、そのことを問題にしているわけですね。

そして、私の質問をちよっとお聞きになっていなかったかもしれませんが、どういった趣旨からこうした制度を検討されているのか。昨日のレクでは、原発依存度の低減、これも一つの趣旨だということに説明をいただいたわけですね。けれども、この観点からしますと、廃炉が決まった自治体に限定するという理由はないと思うんですが、今四十五億円とおっしゃった、検討しているとおっしゃった制度は、対象自治体として廃炉が決まった自治体に限定するものではないという理解でいいでしょうか。

○宮沢国務大臣 まさに、これまでの国会の質問でも、廃炉の時代に入ったという趣旨で質問を受けたこともありますが、廃炉というものが現在、大変大事な事柄になってきているということは確かでございます。そういう意味で、今回の補助金を予算要求しているわけでございます。

そういうことでございますから、基本的には、当然、立地市町村が中心になると考えておりますけれども、制度的には、立地道府県、立地市町村以外の道府県または市町村についても、補助対象から排除するということが想定してございません。

そして、そういう趣旨からしますと、今回、事業費という形なんですけれども、私は、そういう単年度の、しかも、事業に対する、ある意味ちよつと限定された形ではなくて、交付金制度のあり方そのものを全体として抜本的に見直していくべきだというふうにも感じております。その点からしますと、交付金本体といいますが、交付金制度について非常に大きな問題があるのではないかと感じております。

例えば、今年度予算で既に設けられているわけですが、原発が再稼働した場合に、交付金を整備支援事業として出す。これが、報道ですけれども、来年度では二・五倍に拡充される。再稼働したらもたえるよという交付金が拡充する。あるいは、再稼働しようかどうか、とめたままになつていてという自治体に対して、大臣が八月十一日の記者会見でも表明されましたけれども、いわゆるみなし交付金制度を、現状の八一％を見直していく、七割程度に減らすということになるわけです。あともう一つ、報道で、これもきょうありましたけれども、使用済み核燃料のいわゆる貯蔵可能量をふやしたら交付金をふやしましょうというのも検討されていると。

こうした交付金制度の増減を見ていきますと、再稼働したらもたえる量がふえるとか、再稼働していないければ今までもらえていた交付金が減るとか、あるいは、核のごみが出た場合に、それをたくさん持つようにしたら交付金がふえるとか、こうした交付金制度そのものだけ見ますと、一体どういうインセンティブを与えるのか。大臣、こういう制度は、こういう交付金の増減は自治体にとつてどういうインセンティブになると思われますか。

○宮沢内閣大臣 まさに出発点が委員と私とは全く違うわけでございますが、私どもは、先ほど申し上げましたように、規制委員会の基準に適合していると認められた原子力発電所については再稼働を進めるといふことであり、二〇三〇年のエネルギーミックスにおいて原子力発電の割合が二〇

から二〇程度必要だという方針を進めております。そういう中で、まさに、例えばみなし交付金制度については、インセンティブといいますが、もともとの制度が全国一律八一％という極めて高い稼働率を前提として交付されておりました。これをやはり実績にするというの極めて合理的なものだろうと思っております。

したがって、インセンティブ云々というよりは、まさに実態に即した交付金に変える、こういうことだろうと思っております。

○藤野委員 質問にお答えになつていないわけですが、これはインセンティブがどうなのかということをお聞きしました。

時間の関係もあるの言いますけれども、要するに、再稼働すればもたえるのがふえる、しなれば減るといふわけですから、明確にインセンティブとしては再稼働を促進するということになると思ふんですね。再稼働すれば、その立地自治体はますます原発に依存するということになつてきます。

政府は一方で、原発依存度を可能な限り低減するという大方針を持つておられるわけですが、これも、こういう交付金制度があれば、むしろ自治体の原発依存度をますます高めてしまふということになると思ふんです。

私は、一方で、政府がどんなことをやっているかということもちよつと調べてみたんですが、総合エネルギー調査会のもとに廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループというのがつづられて、議論もされておつて、私も議事録を読ませていただきましたけれども、ことし三月に報告書も出されている。

この報告書に何と書いてあるかなんですすが、なかなかいいことが書いてあると思ふんですね。どういふことを書いてあるかといふと、「現行制度では、財務・会計上の理由から事業者が廃炉判断の先送りや運転を継続する判断を行うなど、事業者の合理的判断を歪め、廃炉が円滑に進展し

ない可能性がある。」「財務的な影響をより考慮し、廃炉を行わないインセンティブが生じること」も想定される」といふふうな指摘しているんですね。今の現行の制度では、会計上ですけれども、事業者の合理的判断をゆがめると。

それで、結論としてこう言つております。「廃炉を円滑に行つていく中において、会計ルールがネックとなる事態は避けなければならず、むしろ、廃炉を円滑に進めるために、会計はどのようにあるべきかという視点で考えることが重要である」と。ですから、視点ははっきりして、その視点から、例えばこれでいけば会計をどう考えるかというしつかりした視点がある意味あるわけですね。

事業者については、廃炉したら大変だ、一括計上、損失が大変だということ、こういう検討もしつかりといふんですか、ワーキンググループまで使つてやられていくわけですが、廃炉で財務上の影響が生じるのは、事業者だけではなくて、自治体も同じだと思ふんですね。むしろ深刻だと思ふんです。では何で、その自治体について、財務上の影響で合理的判断をゆがめるようなおそれがあるわけですから、そこはやはり廃炉という視点を据えているいろいろな制度を見直していくべきじゃないか。この点については会計制度を見直しております。

私は、同じように、廃炉についても、交付金制度について、廃炉を円滑に進めるという視点から抜本的に見直すべきじゃないかと思ふんですが、大臣の御認識はいかがでしょう。

○宮沢内閣大臣 廃炉を進めていくということ、当然のことながら、大変大事な政策であります。したがって、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金として本年度から新設をいたしましたけれども、今般の要求においては、これは、再稼働だけではなくて、廃炉の進展を踏まえて必要な額を要求するということにしております。廃炉についても、やはり自治体にそれなりの配慮はしていかなければいけないと考えております。

○藤野委員 おつしやつたとおり、配慮はしていますね。しかし、私が質問したのは、廃炉という観点から、単なる配慮、配慮と廃炉、似ていますが、配慮じゃなくて交付金制度そのものあり方を抜本的に見直すべきだという質問なんです。先ほど公平だみたいなことをおつしやいましたけれども、原子力小委員会の中間整理を見ますと、八一％のみなし制度を見直すのが公平だと確かに言つてはいるんですが、要は、交付金制度というのは、原発を初めとする発電装置を設置し、あるいは円滑に運転するというための交付金制度。この交付金制度の制度趣旨からすれば、とまつてはいるんだから減らすのが公平だ、こういう論立てなんです。あくまで、現時点の、あるいは福島以前の、原発を促進する交付金制度の制度趣旨が前提になつていてというのは私はおかしいと思ふんです。

事業者についてはこういう角度で検討されているわけだから、同じように財務上の影響を受ける自治体についても、その交付金制度についても、私は、廃炉という観点から抜本的に検討すべき時期だといふふうに思ふ。

その上で、今必要なのは、そういう再稼働を応援することじゃなくて、先ほどもお話が出ましたけれども、やはり福島の実現にしっかりと応えていくことだと思ふ。

我が党の国会議員団は、この立場から、八月九日、十日と福島現地調査を行ひまして、楡葉町の松本幸英町長からもお話を聞いてまいりました。仮設住宅でもお話を聞いてまいりました。ぜひ大臣に伝えてほしいという生の声がありましたので御紹介したいんですが、繰り返し聞いたのは、政府のやり方は逆じゃないか、こういう声なんです。

例えば、楡葉町に住んで、今いわきに避難されている方はこうおつしやつていました。息子は鎌倉に移住した、家族みんなばらばらだ、以前は周りに九軒の御近所さんがいたが、帰ると言つてい

るの私だけで、これじゃ帰っても意味がない、総理大臣さんは国道や電車ができたからもう帰れると言われなくても、帰れる状況なら、偉い人に帰れるよと言われなくなつてすぐ帰るんだ、飛んで帰る、でも帰れないんだ、こういう声がありました。

また別の方は、お母さんでしたけれども、楢葉の水源である木戸ダムというのがあるわけですが、木戸ダムの水は安全なんです、上澄みをすくうから大丈夫と政府は言うけれども、台風で攪拌されたら、底にたまってると言われる放射能が拡散されるんじゃないか、この木戸ダムの水でミルクをつくつて子供に飲ませられるのか、こういう声もありました。

大臣や議員の人たちは、自分の子供や孫たちを連れて楢葉と一緒に住んでほしい、一週間とかではだめだ、半年、一年、実際に住んでほしいという声もありました。自分は遠くについて、帰れぬれと言ふ、それは違うだろう、こういう指摘もありました。

大臣、これは現地の声であります。しっかりと受けとめていただきたいと思うんですね。これは、私が聞いた一部の声ではなくて、オール福島といえますか、福島全体の声でもあると思っております。

大臣のもとにも届いていると思うんですが、福島県原子力損害対策協議会、これは、県の医師会や中小企業団体を初めとする二百六団体、まさにオール福島の団体が、与党の第五次提言に対して意見をまとめたものでありまして、まさに福島の政財界を代表する声であります。

この中で指摘されているのを二つほど紹介したいんですが、一つは、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合はこうおっしゃっています。賠償の問題です。「二年分一括支払い」については、今後原発処理作業等の事故による風評再発等も懸念されることもあり、一括払いが安易に受け入れることはできない。「こういふ指摘でありました。また、福島県の中小企業団体中央会はこうおつ

しゃっています。「風評被害は噂によって生じるものであるため、その原因物質、すなわち福島第一原発の溶融核燃料や汚染水が撤収されない限り収まらない」と考へる。従つて風評被害に対する営業損害賠償は福島第一原発が更地になるまで続けるべきである。これは、大臣も恐らくお会いになつたことがあると思うんですが、福島県の中小企業団体中央会の意見であります。

大臣にお聞きしたいんですが、例えばこの中央会の、その原因物質、溶融核燃料などが撤収されない限り損害や被害というのは出続けるんだ、原因がなくならない限り損害は出続けると。大臣、このとおりだと思われませんか。

○宮沢国務大臣 実際には、例えば福島県の修学旅行が減つているとか、また物が売れないということが起きていられるわけでありまして。特に、例えば福島県の小学校の給食でも、地元産は使わないうれという父兄がたくさんいてなかなか地元産が使えない、こういう状況があつて、やはり風評被害というものがかなり根強く残つていまして。

これにつきましては、やはり政府を挙げて粘り強く安全と安心といったものを福島県の方に持つていただけるような、また全国の方に持つていただけるような、そういうことをやっていかなければいけないと思つております。

そして、営業被害また風評被害については、二年間において東京電力が営業被害、風評被害への賠償について適切な対応を行った上で、その後はまさに被害が出ているというような個別の事情を踏まえて適切に対処するというところで、二年で打ち切りということではないということでございます。

○藤野委員 私が聞いたのはそういうことではなくて、原因物質がある限り被害というのは出続けるんだと。この点についてそのとおりだと思われませんかという質問です。もう一度お答えください。

○宮沢国務大臣 原因物質といつたものが恐らく最終的に除去されるのは、廃炉が完成するという

ことになりまして三十年、四十年先ということになります。ただ一方で、既に福島県のほとんどの地域におきましては、生活においてもまた営農するにおいても何ら問題がないわけでもございまして、そういうことをしっかりと説明することによつて、永久に続くというようないふことがないようにしていかなければいけないと思つております。

○藤野委員 結局お答えになつていないわけですね。原因がある限り損害や被害は出続ける、これは中小企業団体中央会の指摘であります。そのとおりだと思つてですね。いろいろ周知徹底してもその原因物質がある限り被害はなくなるらない、出続けるということでありまして、二年で打ち切りではないという話がありましたけれども、しっかりそこはこの声を受けとめていただきたいと思つています。

そして、もう一問。帰りたいけれども帰れないという声をお聞きだと思つてすけれども、その大きな理由として、特に若い世代なんですけれども、福島第二原発の廃炉が決まらない、大きな余震も続く中でこれが決まらない問題が、帰る決断をしないという、特に若い世代の中でも大きな原因になつていられるわけですね。

これを受けて、県議会ではまさに全ての党派が第二原発の廃炉を求めておりますし、自民党も事実上支持した内堀知事も、当選してすぐに大臣はお会いになつたと思つてんですが、そのときにも第二原発の廃炉を求めました。

これは政治の決断、国の責任で決断すべきだといふのが県議会の要望書にもあるわけですが、これは本当に今こそ決断すべきじゃありませんか。大臣の御認識をお願いいたします。

○宮沢国務大臣 第一原発の五号機、六号機につきまして、ある意味では安倍総理から要請した結果、事業者が廃炉を決断したということがあつたので、第二原発も、こういうお話があることは私も知事からも伺つておりました。承知をしております。ただ、第一原発につきましては、原子力災害対

策特別措置法に基づく緊急事態宣言のもとにありまして、法的には総理大臣に廃炉にする権限があるという中で行われたものであります。一方で第二原発についてはそのような位置づけがされていないことになりまして、我が国は法治国家でありますから、例えば多数の民間株主がいる、東電の株主についてまさに損害を与えるというようなことについて、国として法律なしに決めるわけにはまいりませんので、基本的に東電自身が判断していただくことだろうと思つております。

○藤野委員 株主ということをおっしゃるんですけれども、ではあえてお聞きしますけれども、この東電の最大の株主は誰でしょうか。

○宮沢国務大臣 申し上げましたのはまさに、最大の株主は国であります。国といひますか原子力賠償機構でありますけれども、一方で、まさに五〇％近い民間の株主、当然外国人もいらつていますけれども、そういう方の憲法上の財産権といった問題があるということを申し上げております。

○藤野委員 株主ということでは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が五四・六九％、半数以上を持つていられるわけですね。しかも、この原子力損害賠償・廃炉等支援機構を担当する大臣、これは宮沢大臣です。

ですから、株主、株主とおっしゃるのであれば、まさに大臣がインシアチブを發揮して、これは地元が全て求めているわけでありまして。だからこそ、県議会も全ての党派が一致して、内堀知事も繰り返し求めているし、損対協でも本當に何度も何度も求めている。

政府が帰れぬれと言つていられる。帰れぬれといひますか、政府が進めようとしていられる帰還政策についても、ここが非常に大きなネックになつていられる。このことは、本當に今こそ、株主云々ということと逃げるのではなくて、しっかりとインシアチブを發揮していただきたい。

最後になりますけれども、安倍政権のやり方というの、現地で、先ほど紹介しましたけれども、本当にやり方が逆だと。帰れないのに帰れま

すよ、あるいは、営業の損害、さまざまな損害、被害が続いているのに、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

すよ、打ち切っていくと、事実上収束していきま

〇落合委員 大臣、これは結構大きな金額です。二年前の経常収益が百四十二億円で、経常利益は六十九億円で、その中で、この件の支払いが百二十四億円。この事態を法案成立直後に発表して

いるということ、この時間について、けさ気づいたので通告はしていないんですが、七月十日の参議院の採決の際に、もう大臣は、この巨額の保

険金支払いが発生すること、これは認識していたんでしようか。

〇宮沢国務大臣 正確に申し上げますと、私も新聞報道を見て知ったということでございます。

〇落合委員 これは、役所を管轄する責任者として、法案の審議をして、国会、採決で通る前にや

はり知らせなければならぬ重要な問題であるとい

うことを私はここで指摘させていただきます。

NEEXIのホームページ、取引停止の事由に、

「同国の外貨事情の一段の悪化が懸念されるため」とあります。この国は、そもそも輸出収入の九六

%が石油である。これは想定できなかったんでしようか。

〇寺澤政府参考人 お答えします。

委員御案内のとおり、ベネズエラは世界有数の産油国であって、年間の産油量は世界第一位、原油埋蔵量は世界第一位ということでございます。

NEEXIとしても、ベネズエラのこうした重要性に鑑みて、貿易保険の引き受けを通じ、ベネズエラで活動する日本企業を後押ししてきたところでございます。

他方で、長年政権にありましたチャベス大統領が二〇一三年三月に死去し、また、御指摘があったような原油価格の下落、特に昨年の七月以降の原油価格の急速な下落を背景として、ベネズエラは外貨事情が急激に悪化したところでございま

す。こうしたリスク状況を踏まえて、NEEXIにお

きましては、原油価格が急落する以前の二〇一三年の十月から、第三国での支払い保証がなされて

いる場合などに限定して、対ベネズエラ向けの貿易保険について極めて慎重な引き受け方針をとつ

ているところでございます。〇落合委員 過去の巨額の支払いはどうい

うものがあるのかと調べてみますと、湾岸戦争の年は三千四百億保険金を支払っています、旧ソ連の崩壊

の関連では十年ぐらいで二千億円超、アジア通貨危機の年は五百億円、これは、保険料収入をはる

かに超えた支払いがやはり数年ごとに起こっているわけでございます。

経済環境、国際環境によつては、再保険制度を復活させたりですとか、再び制度に手をつけるという

ことは選択肢にはあるんでしようか。

〇宮沢国務大臣 ベネズエラの件が最近こういうことになったわけでありまして、当然リスクがあるから輸出保険を掛けるわけでありまして、運営として

は、先ほど局長から答弁しましたように、非常に防衛的な運営を最近やっております。非常

にも、やはり、まさにリスクが顕在化して支払いをするというものは当然のことながらあるという

前提でこういう制度をつくっているわけでありま

す。そして、今、成立したばかりの法律をさらに変

えるつもりはあるか、こういうようなお話がございましたけれども、現在の御賛同いただいた貿易

保険法の改正案におきましては、引き受けリスクに見合った責任準備金の積み立てをNEEXIに義務づけるとともに、NEEXIが保険金を支払えな

くなった場合には国が必要な財政上の措置を講ずるとい

うこととしておりまして、再保険制度の復活といったことは考えておりません。

〔委員長退席、富田委員長代理着席〕〇落合委員 リスクがあるから保険が成り立つ、だからこそリスクをプロが管理していかなければなら

ない。これは、今それなりの金額、余剰金があります。大臣がおっしゃったように、履行担保で、これからは一般会計が、もしものときは負担することになる。これは国民負担の発生となります。再来年から特殊会社化しますので、株式会社という

ことで、国会の予算のチェックなども行き届かなくなる。やはり、監督官庁の経産省そして株主としての国の責任は、よりこの制度変更で大きくなると思

いますので、ぜひ厳しく注意を払っていただきたいと思

います。それでは、次に、青森県の六ヶ所村の核燃料再処理施設に

関連する問題についてお伺いをさせていただきます。私は、今月上旬に一人で視察をしてきました。日本

原燃の方がかなり丁寧にいるところを見させてくださ

いまして、核燃料サイクルの重要性もじっくり説明を

していただきました。本場に勉強になりました。そこで、六ヶ所村の核燃料再処理工場は、もう

二十二回完成が延期されています。着工したのが二十二年前の一九九三年。二十二年かかってまだ完成し

ない。建設費を調べてみますと、当初の見込みが七千六百億円、これが今二・二兆円にふ

えて、さらにふえる可能性もなきにしもあらずである。延期を重

ねて建設費がふえ続けているのか。これは何で二十二年も延期されているのか。この原因は何な

んでしようか。どうお考えでしょうか。〇多田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場

でございますが、二十二回の竣工の延期という経緯を踏まえて

おります。この原因でございますけれども、まず延期そのものの原因を

考えますと、御存じのとおり、放射性廃棄物のガラス固化の工

程で技術的なトラブルがございました。それに加えまして、耐震性向上のための詳細設計の変更、震災での中断、さらには、現在申請中

〇寺澤政府参考人 お答えします。独立行政法人日本貿易保険、NEEXIにおきましては、保険契約者からの保険金請求を受けま

して、本年七月十日に約百二十四億円の保険金の支払いを行ったところでございます。